

北塩原村きずな応援クーポン券の取扱要項

新型コロナウイルス感染症の長期化と感染拡大により、村内の観光事業者、商工事業者、農業者など事業者が大きな影響を受けております。また、村民生活では新型コロナウイルス感染症に加えて、ロシアのウクライナ侵攻や円安による物価の上昇、原油価格の高騰により影響がさらに拡大しています。

このため、村民共助による村内経済の活性化と生活の安定を両立させることを目的として『北塩原村きずな応援クーポン券』事業を実施いたします。

本要項はお客様がご利用されましたクーポン券の取扱い等に関する事項を記載しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

① クーポン券の配布について

- ★対象者 70歳以上の方は現金20,000円と5,000円分の燃料購入専用券を配布します。
70歳未満の方は1人につき25,000円分のクーポン券等を配布いたします。

② クーポン券の利用期間について

- ★各世帯へクーポン券が届き次第利用可～令和5年2月28日(火)まで
※利用期間を経過した商品券は、期限切れとなり、換金できませんので、お客様から受け取らないでください。

③ クーポン券の取扱店周知について

- ★取扱事業者参加登録申請書により参加申し出のあった事業者の一覧を作成し、クーポン券と同封して、村民に配布いたします。

④ クーポン券の仕様

- ★宿泊券1,000円券×10枚・飲食券1,000円券×5枚・燃料券1,000円券×5枚・
その他利用券1,000円券×5枚の25,000円分を各世帯へ郵送いたします。
※一部、燃料券のみの配布となる対象者もおります。

⑤ クーポン券利用について

- ★お客様がお買物時に商品券を利用されますので現金と同じ取扱いをお願いいたします。
ただし、本商品券は発行趣旨や性質上、つり銭は、出さないことといたします。
- ★クーポン券をご利用いただけない商品やサービスにつきましては、各事業者様で掲示してください。
- ★商品券、ビール券、図書券、切手、たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ(電子たばこを含む)の購入、国や地方公共団体への支払等には使用できません。
- ★クーポン券を利用される際は、裏面の使用者サイン欄へ署名と印鑑(認印可)が記入押印されているかを必ずご確認ください。

⑥ クーポン券取扱店証について

- ★取扱事業者へ取扱店舗証を作成し早めに配布いたします。また、2つ以上の店舗をお持ちの事業者には店舗数分の取扱店証を配布いたします。

⑦ 各取扱事業者の参加登録について

★取扱店参加登録は随時受け付けますので商工会までご連絡ください。

⑧ クーポン券の換金について

★クーポン券の換金請求につきましては、クーポン券換金請求書に必要事項(枚数・金額等)を記入し、使用された全てのクーポン券の裏面に事業所名を記入または押印(社判)をお願いいたします。使用者のお名前と押印(認印可)も記入されているかをご確認ください。

請求書と使用済みのクーポン券と一緒に裏磐梯観光協会または北塩原村商工会へ持参または郵送でご提出ください。

★振込先の通帳のコピー(通帳の表面と通帳を開いた 1・2 ページ目)を初回のみ添付して頂きますようお願いいたします。

★換金方法

振込とします。月 2 回実施。

15 日までに持参・必着の場合は 20 日に振込、末日までに持参・必着の場合は翌月 5 日に振込いたします。土日祝日の場合は翌日の振込となります。

各金融機関可。手数料は事務局負担といたします。

★クーポン券換金請求書受付場所

北塩原村商工会

平日の午前 9 時～午後 4 時までの受付となります。
(ただし、年末年始、土・日・祝日等は除く。)

裏磐梯観光協会

年中無休 午前 9 時～午後 4 時までの受付となります。

お問い合わせ先

北塩原村商工会

〒966-0404 耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内 4147

TEL 0241-23-5556 FAX 0241-23-5535